

エコ・ファースト制度について

1. 概要

業界のトップランナー企業の環境保全に関する行動を更に促進していくため、企業が環境大臣に対し、京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策など、自らの環境保全に関する取組を約束する制度。

2. 「エコ・ファースト・マーク」の使用

自らの環境保全に関する取組を環境大臣に対して約束した企業に対して、別紙 1 の使用認定に関する基準を遵守することを条件として、「エコ・ファースト・マーク」の使用を認める。

3. これまでに約束を行ったエコ・ファースト企業

株式会社ビックカメラ<平成 20 年 4 月 16 日> (別紙 2)

ユニー株式会社<平成 20 年 4 月 21 日> (別紙 3)

(別紙 1)

エコ・ファースト・マークの使用認定に関する基準

環境省が作成した右のマーク(以下「エコ・ファースト・マーク」という。)の使用は、下記の使用基準によるエコ・ファースト企業に対し、認めるものとする。



記

1. エコ・ファースト企業とは、環境省に対して、次に掲げる内容を含む約束(エコ・ファーストの約束)をした者をいう。

京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策をはじめとして、環境保全に関する目標を明示し、かつ、目標やこれを実現するための取組が、業界のトップランナーとしての先進性・独自性を有するものであること。

全国の模範となるような環境保全に向けた取組であること。

約束された取組の推進状況の確認を行う仕組みが設けられ、環境省への報告、又は公表が行われること。

2. エコ・ファースト・マーク使用の範囲は、店舗・広報等に用いるものであること。

3. 環境省は、エコ・ファースト企業の取組が、約束に違反すると認める場合は、エコ・ファースト・マーク使用の認定を取り消すことができる。